

<交通安全テスト>

(中高生用)

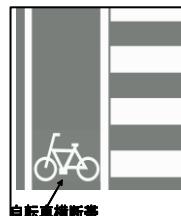
正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車は、道路の端であれば、どこを走ってもよい。



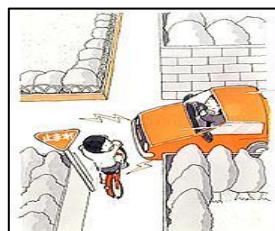
①	
---	--

- ② 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。



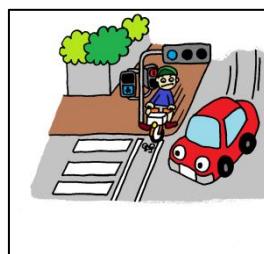
②	
---	--

- ③ 止まれの標識がある場所で、安全をしつかり確認すれば自転車でも止まらなくてもよい。



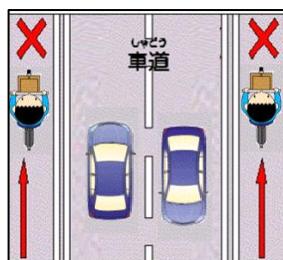
③	
---	--

- ④ 青信号が点滅していたので、スピードをだして渡り始めた。



④	
---	--

- ⑤ 歩行者用路側帯（白色実線が2本）は自転車で通行することはできない。



⑤	
---	--

交通 安 全 テ ス ト

平成27年6月号

解答・解説 (中高生用)

- ① 自転車は道路の端であれば、どこを走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項第11号（軽車両）

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

※ 参考～

○ 普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第1項）

○ 普通自転車により歩道を通行することができる者（道路交通法施行令第26条）

<概要>

・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合

・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）

70歳以上の者

身体の不自由な人

の場合

・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、

車道を安全に通行ができない場合

は、歩道を通行することができる。



- ② 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。【○】

A : ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）
自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

- 交通の方法に関する教則第3章第2節3 交差点の通り方
 - (5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

＜指導のポイント＞

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。

③ 止まれの標識がある場所で、安全をしつかり確認すれば自転車でも止まらなくてもよい。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））
 - (2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
 - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
 - イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 青信号が点滅していたので、スピードをだして渡り始めた。 【×】

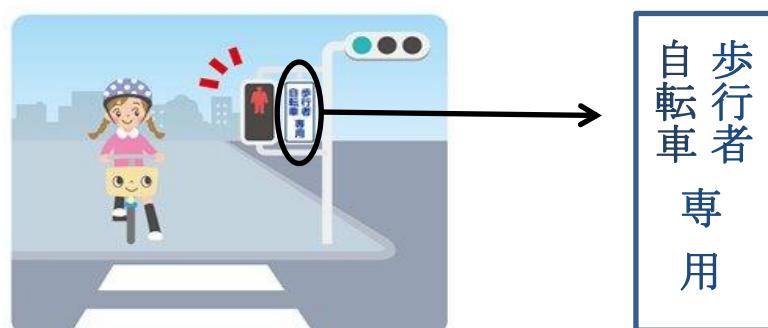
- A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令第2条第4項
公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の

信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めではなく、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができる。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 信号の意味（抜粋）

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を行ける普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。



指導のポイント

赤・・・止まれ

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず渡る前に左右の安全確認してから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤になる注意の色です。

渡り始めず次の青まで待ちましょう。

※横断歩道の半分まで渡っていたら、渡りきること。

横断歩道の半分以下であれば引き返し戻すこと。

◎ 青信号や信号の変わり目での駆け込み横断は大変危険です。青信号では安全確認をしてから横断しましょう。また、信号の変わり目の黄信号や青

信号の点滅では絶対に横断はやめましょう。

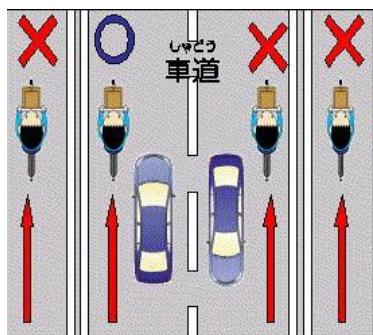
⑤ 歩行者用路側帯は自転車で通行することはできない。【○】

A : ● 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行（抜粋））

軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

◎ 歩行者用路側帯・・・軽車両の通行を禁止する道路標示

<指導のポイント>



※ 歩行者用路側帯（白い線が2本）
通行できない。
自転車は車道の左端を走りましょう。